（作成年月日）令和　年　月　日

**大村市教育・保育施設等確認監査**

**事前提出資料**

|  |  |
| --- | --- |
| **設置者（法人）の名称** |  |
| **代表者の職名・氏名** |  |
| **施設・事業所の名称** |  |
| **施設・事業の種類** |  |
| **施設・事業所の所在地** | **〒** |
| **電話番号** |  |
| **メールアドレス** |  |
| **施設長・管理者の職氏名** |  |
| **認可・認定年月日** |  |
| **確認年月日** |  |
| **本資料作成者の職氏名** |  |

（本資料に添付して提出する書類）

* 最新の運営規程
* 重要事項を説明する文書（重要事項説明書・入園のしおり等）
* 職務分担表及び職員シフト表（指導監査日の前月分）
* 加算点検表（市様式に回答したもの）

（留意事項）

確認監査では、特定教育・保育及び特定地域型保育等の質の確保並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の適正化を図るため、運営基準（大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）や特定教育・保育及び特定地域型保育等の費用の額（各種加算を含む公定価格）の算定に関する基準等の遵守状況を確認します。

（裏面・白紙）

○基準条例の適合状況について、各欄にチェック☑するとともに、各記入欄に回答してください。

| 基準条例（特定教育・保育施設） | 点検結果 | |
| --- | --- | --- |
| 適 | 否 |
| 特定教育・保育施設の種類に応じ、認定子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。  （利用定員の区分）  幼稚園（１号認定こどもの区分）  保育所（２号・３号認定子どもの区分）  認定こども園（１号・２号・３号認定子どもの区分）  （確認基準条例第４条第２項） |  |  |
| （内容及び手続の説明及び同意）  特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、保護者（利用申込者）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  　○説明の際に保護者に交付している文書の名称を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 文書の名称 |  |     ○保護者の同意日は記録されていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 記録している |  | 記録していない |  |   ○どのように保護者から同意を得ていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 書面への署名又は捺印 |  | 口頭 |  |   （確認基準条例第５条） |  |  |
| （正当な理由のない提供拒否の禁止等）  保護者から利用申込みを受けたとき、正当な理由がなく利用を拒んではいないか。  （確認基準条例第６条第１項） |  |  |
| 認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。  （確認基準条例第６条第５項） |  |  |
| （受給資格等の確認）  特定教育・保育の提供を求められた場合、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。  （確認基準条例第８条） |  |  |
| （教育・保育給付認定の申請に係る援助）  教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （確認基準条例第９条第１項） |  |  |
| 教育・保育給付認定の変更の認定申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  ※緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。  （確認基準条例第９条第２項） |  |  |
| （心身の状況等の把握）  特定教育・保育の提供に当たっては、認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。  （確認基準条例第１０条） |  |  |
| （小学校等との連携）  特定教育・保育の提供の終了に際しては、認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めているか。  （確認基準条例第１１条） |  |  |
| （特定教育・保育の提供の記録）  特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。  （確認基準条例第１２条） |  |  |
| ○利用者負担額（保育料）のほか、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価として、特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行っているか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 徴収している |  | 徴収していない |  |   （徴収している場合は、以下の欄に記入してください。）  ○費用の内容、徴収理由及び金額を記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 内容 | 理由 | 金額 | |  |  |  |   　（欄が不足する場合は追加してください。）  ○保護者にどのように費用の説明をしていますか。   |  |  | | --- | --- | | 重要事項の説明時に文書を交付して説明している |  | | その他 |  |   ○どのように保護者から同意を得ていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 書面への署名又は捺印 |  | 口頭 |  |   ○保護者の同意日は記録されていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 記録している |  | 記録していない |  |   （確認基準条例第１３条第３項） |  |  |
| ○実費徴収を行っているか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 徴収している |  | 徴収していない |  |   ○費用の内容と金額を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 内容 | 金額 | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |   （欄が不足する場合は追加してください。）  ○保護者にどのように費用の説明をしていますか。   |  |  | | --- | --- | | 重要事項の説明時に文書を交付して説明している |  | | その他 |  |   ○どのように保護者から同意を得ていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 書面への署名又は捺印 |  | 口頭 |  |   ○保護者の同意日は記録されていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 記録している |  | 記録していない |  |   （確認基準条例第１３条第４項） |  |  |
| 費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しているか。  ○領収証をどのように交付していますか。   |  |  | | --- | --- | | 紙を発行・交付している |  | | 集金袋で対応している |  | | その他 |  |   （確認基準条例第１３条第５項） |  |  |
| 特定負担額及び実費徴収に係る金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。  ○同意を得ている文書の名称を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 文書の名称 |  |   （確認基準条例第１３条第６項） |  |  |
| （施設型給付費等の額に係る通知等）  法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。  ○保護者への通知方法を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 通知方法 |  |   （確認基準条例第１４条第１項） |  |  |
| （特定教育・保育の取扱方針）  次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。  (1)　幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領  (2)　幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園：幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領  (3)　幼稚園：幼稚園教育要領  (4)　保育所：保育所保育指針  （確認基準条例第１５条第１項） |  |  |
| （特定教育・保育に関する評価等）  自らその提供する特定教育・保育の質の評価（自己評価）を行い、常にその改善を図っているか。  ○自己評価の実施方法を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 実施方法 |  |   （確認基準条例第１６条第１項） |  |  |
| 定期的に特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価（第三者評価）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。  ○第三者評価を実施していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 実施している |  | 実施していない |  |   ○評価結果の公表方法を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 公表方法 |  |   （確認基準条例第１６条第２項） |  |  |
| （相談及び援助）  常に認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、認定子ども又は当該認定子どもに係る保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  （確認基準条例第１７条） |  |  |
| （緊急時等の対応）  特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに認定子どもに係る保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  （確認基準条例第１８条） |  |  |
| （教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）  特定教育・保育を受けている認定子どもに係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知するようにしているか。  （確認基準条例第１９条） |  |  |
| （運営規程）  特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  (1) 施設の目的及び運営の方針  (2) 提供する特定教育・保育の内容  (3) 職員の職種、員数及び職務の内容  (4) 特定教育・保育の提供を行う日（１号認定区分に係る利用定員を定めている施設については、学期を含む。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日  (5) 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額  (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員  (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項  (8) 緊急時等における対応方法  (9) 非常災害対策  (10) 虐待の防止のための措置に関する事項  (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項  （確認基準条例第２０条） |  |  |
| （勤務体制の確保等）  認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。  （確認基準条例第２１条第１項） |  |  |
| 特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。（ただし、認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）  （確認基準条例第２１条第２項） |  |  |
| 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ○職員の資質向上のための研修の実績（前年度）を記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 研修名 | 受講年月日 | 参加人数 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |   　（欄が不足する場合は追加してください。）  （確認基準条例第２１条第３項） |  |  |
| （利用定員の遵守）  利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。  ※ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、便宜の提供への対応、措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （確認基準条例第２２条） |  |  |
| （掲示等）  特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット上で公開しているか。  （確認基準条例第２３条） |  |  |
| （教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）  認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはいないか。  （確認基準条例第２４条） |  |  |
| （虐待等の禁止）  特定教育・保育施設の職員は、認定子どもに対し、虐待行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。  （確認基準条例第２５条） |  |  |
| （秘密保持等）  特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （確認基準条例第２７条第１項） |  |  |
| 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ○どのような措置を講じていますか。   |  |  | | --- | --- | | 誓約書を取り交わしている |  | | その他 |  |   （確認基準条例第２７条第２項） |  |  |
| 小学校、他の特定教育・保育施設等の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により認定子どもに係る保護者の同意を得ているか。  ※要録（幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録）送付については、法令に基づく第三者提供のため、保護者同意は不要。  （確認基準条例第２７条第３項） |  |  |
| （情報の提供等）  特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （確認基準条例第２８条第１項） |  |  |
| 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  （確認基準条例第２８条第２項） |  |  |
| （利益供与等の禁止）  教育・保育施設や地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （確認基準条例第２９条第１項） |  |  |
| 教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （確認基準条例第２９条第２項） |  |  |
| （苦情解決）  提供した特定教育・保育に関する認定子ども又は保護者その他の認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ○どのような措置を講じていますか。   |  |  | | --- | --- | | 苦情受付窓口を設置している |  | | 第三者委員を配置している |  | | その他 |  |   （確認基準条例第３０条第１項） |  |  |
| 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  （確認基準条例第３０条第２項） |  |  |
| 提供した特定教育・保育に関する認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。  （確認基準条例第３０条第３項） |  |  |
| 提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （確認基準条例第３０条第４項） |  |  |
| 市町村からの求めがあった場合には、指導監査結果等の改善の内容を当該市町村に報告しているか。  （確認基準条例第３０条第５項） |  |  |
| （地域との連携等）  施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  ○地域交流の内容を記入してください。   |  | | --- | |  |   （確認基準条例第３１条） |  |  |
| （事故発生の防止及び発生時の対応）  事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。  (1)事故が発生した場合の対応や、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。  (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。  (3)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  ○指針の名称を記入してください。   |  |  | | --- | --- | | 名称 |  |   ○改善策をどのように周知していますか。   |  |  | | --- | --- | | 周知方法 |  |   ○事故発生の防止のための委員会について記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | メンバー |  | | | 開催頻度 | 定期的 | （頻度：　　　） | | 不定期 |  | | 直近の開催内容 |  | |   ○職員の資質向上のための研修の実績（前年度）を記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 研修の内容 | 実施年月日 | 参加人数 | |  |  |  |   　（欄が不足する場合は追加してください。）  （確認基準条例第３２条第１項） |  |  |
| 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ○過去の事故発生事例について記入してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 発生の有無 | 有 | （発生年月日：　　　） | | 無 |  | | 事故の概要 |  | | | 市への報告 | 済 | （報告年月日：　　　） | | 未 |  |   （確認基準条例第３２条第２項） |  |  |
| 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。  （確認基準条例第３２条第３項） |  |  |
| 認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  （確認基準条例第３２条第４項） |  |  |
| （会計の区分）  特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （確認基準条例第３３条） |  |  |
| （記録の整備）  職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （確認基準条例第３４条第１項） |  |  |
| 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。  (1)　特定教育・保育の提供に当たっての計画（指導計画など）  (2)　特定教育・保育の提供の記録（保育日誌など）  (3)　教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知に係る記録  (4)　苦情の内容等の記録  (5)　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （確認基準条例第３４条第２項） |  |  |